

研究最前線

THE FRONT LINE OF RESEARCH

法学部

国際的な民事紛争と当事者の意思

PROFILE

福井 清貴 FUKUI Kiyotaka

法学部専任講師
専門：国際私法

1983年 千葉県生まれ
2007年 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了
2010年 上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
同年 上智大学法学部特別研究員 (PD)
2013年 ドイツ連邦共和国ミュンヘン大学客員研究員等を経て、2015年より現職

主な著書・論文

『いのち、裁判と法 比較法の新たな潮流』(三省堂、2017年、共著)
『EU 国際不法行為法における当事者自治の部分的排除』日本国際経済法学会年報27号186頁(2018年)
『ドイツ国際私法における任意代理権の準拠法(1)(2・完)』法律論叢93巻4・5合併号237頁、94巻1号269頁(2021年)

所属学会

国際私法学会、日本国際経済法学会、国際法学会

国際私法とは

私は、「国際私法」を専門としています。国際私法とは、国際的に活動している私人間に法的問題が生じた時、これをどのように処理すべきかを定める法です。例えば、日本の企業と海外の企業とが売買契約を締結したところ、一方当事者が契約違反をしたとします。

この契約違反について裁判外の和解にて解決できなければ、通常は、契約違反を主張する側が裁判所に訴訟を提起する必要があります。この時、まず日本と外国のどちらの裁判所に訴えを提起すべきかという問題が生じますが、日本の裁判所で本件紛争を処理できるかは、日本の民事訴訟法3条の2以下によって判断されます。その結

果として日本の裁判所がこの訴えを受理することになったとしましょう。しかしこれだけで紛争が処理できるわけではありません。次に日本の裁判所においてどの国の法を適用すべきか決定しなければなりません。国際的な民事紛争の場合、裁判所は、日本法だけではなく外国法も適用しなければならぬ場合があるのです。この論点が

準拠法決定

準拠法決定の問題といわれ、私が主に研究対象としている分野です。それでは、日本の裁判所はどのようにして準拠法を決定するのでしょうか。伝統的な国際私法では、不法行為や相続といった法律関係ごとに「最も密接に関係している国」の法を適用するという方法が採用

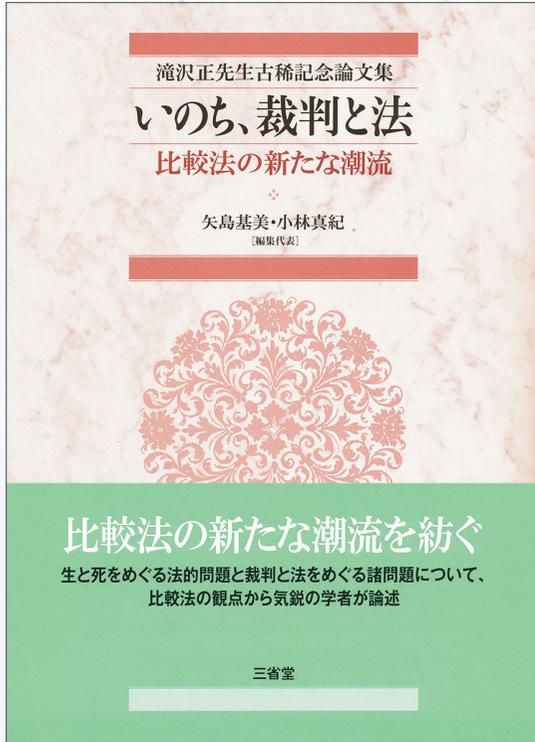
されてきました。例えば、不法行為であれば、不法行為の結果が発生した地の法、相続であれば被相続人の本国法(国籍を有する国の法)を適用するというように、事案を法律関係ごとに類型化して、各々について最密接関係地(連結点といえます)を法律の中に規定しておきます。そのうえで、この連結点に応じて適用される法(準拠法)を決定するのが、日本では「法の適用に関する通則法」に、これに関する定めが置かれています。

当事者自治の原則

しかし、前記の伝統的な方法論には、いくらかの修正がなされています。その一つとして、当事者自治の原則が挙げられます。当事者自治の原則とは、当事者に準拠法の選択を自由に認める考えです。これによれば、当事者は日本や世界のいずれかの国の法の中から、自身に都合の良い法を選ぶことができます。日本においては現在、この原則は、契約や契約外債

務・夫婦財産制といったごく狭い分野に限られています。ただし、比較法的には婚姻・離婚・相続・遺言・氏名権・任意代理等にも広く認められてきています。これが認められるに至った一つの理由として、最密接関係地を確定するのが困難なことが実は多いことが挙げられます。先ほど、相続については被相続人の本国法が適用されると述べました。しかし例えば、外国籍を維持したまま日本に永住し続ける方も多くいます。その方は、日本に長く住んでいるのだから、日本法を適用したいと考えるかもしれません。逆に、なおも本国に帰属意識を有していることもありえます。この時、裁判所からすれば、日本法と本国法のいずれを適用するのが適切かは決め手がありません。そこで、当の利害関係を有する当事者に、どちらを適用するか決めてもらおうという発想が生まれるのです。これにより、当事者の法適用に関する予見可能性も確保できます。

ただし、この原則に問題がないわけではありません。例えば、日務・夫婦財産制といったごく狭い分野に限られています。ただし、比較法的には婚姻・離婚・相続・遺言・氏名権・任意代理等にも広く認められてきています。これが認められるに至った一つの理由として、最密接関係地を確定するのが困難なことが実は多いことが挙げられます。先ほど、相続については被相続人の本国法が適用されると述べました。しかし例えば、外国籍を維持したまま日本に永住し続ける方も多くいます。その方は、日本に長く住んでいるのだから、日本法を適用したいと考えるかもしれません。逆に、なおも本国に帰属意識を有していることもありえます。この時、裁判所からすれば、日本法と本国法のいずれを適用するのが適切かは決め手がありません。そこで、当の利害関係を有する当事者に、どちらを適用するか決めてもらおうという発想が生まれるのです。これにより、当事者の法適用に関する予見可能性も確保できます。



『いのち、裁判と法 比較法の新たな潮流』(三省堂、2017年)

この原則に問題がないわけではありません。例えば、日務・夫婦財産制といったごく狭い分野に限られています。ただし、比較法的には婚姻・離婚・相続・遺言・氏名権・任意代理等にも広く認められてきています。これが認められるに至った一つの理由として、最密接関係地を確定するのが困難なことが実は多いことが挙げられます。先ほど、相続については被相続人の本国法が適用されると述べました。しかし例えば、外国籍を維持したまま日本に永住し続ける方も多くいます。その方は、日本に長く住んでいるのだから、日本法を適用したいと考えるかもしれません。逆に、なおも本国に帰属意識を有していることもありえます。この時、裁判所からすれば、日本法と本国法のいずれを適用するのが適切かは決め手がありません。そこで、当の利害関係を有する当事者に、どちらを適用するか決めてもらおうという発想が生まれるのです。これにより、当事者の法適用に関する予見可能性も確保できます。

ただし、この原則に問題がないわけではありません。例えば、日務・夫婦財産制といったごく狭い分野に限られています。ただし、比較法的には婚姻・離婚・相続・遺言・氏名権・任意代理等にも広く認められてきています。これが認められるに至った一つの理由として、最密接関係地を確定するのが困難なことが実は多いことが挙げられます。先ほど、相続については被相続人の本国法が適用されると述べました。しかし例えば、外国籍を維持したまま日本に永住し続ける方も多くいます。その方は、日本に長く住んでいるのだから、日本法を適用したいと考えるかもしれません。逆に、なおも本国に帰属意識を有していることもありえます。この時、裁判所からすれば、日本法と本国法のいずれを適用するのが適切かは決め手がありません。そこで、当の利害関係を有する当事者に、どちらを適用するか決めてもらおうという発想が生まれるのです。これにより、当事者の法適用に関する予見可能性も確保できます。